

3 民間認定こども園（2・3号認定児）

		3～5歳児	0～2歳児
保育料		無料	<u>市民税非課税世帯のみ</u> 無料
給食費	無償化前 (令和元年9月30日まで)	主食費: 認定こども園に支払い 副食費: 保育料の一部として認定こども園に支払い	保育料の一部として認定こども園に支払い
	無償化後 (令和元年10月1日から)	主食費・副食費とも認定こども園に支払い 但し、下記3(1)の対象者は副食費の支払い免除	同上(変更なし)
無償化のための手続き		不要	

※実費として徴収されている費用(個人の所有物となる日用品や文房具の購入費用、認定こども園が主催する行事の参加費など)や保育認定時間を超えて保育を受けるための延長保育料については無償化の対象外です。

1 保育料について

3～5歳児 全員の保育料が無料になります。(保育料に含まれていた副食費は無償化の対象外)

0～2歳児 市民税非課税世帯に限り保育料が無料になります。
(市民税非課税世帯以外は引き続き保育料が発生します。)
(保育料の算定に関する子どもの人数カウント方法は変わりません。)

2 給食費について

3～5歳児 主食費・副食費ともに認定こども園に支払っていただきます。
(主食費・副食費の額については各施設にご確認ください。副食費の額は国が目安として示した月額4,500円を目安に各施設が決定されます。)
なお【3 3～5歳児の副食費免除制度】の対象者は副食費の支払いが免除されます。

0～2歳児 保育料の一部として認定こども園に支払っていただきます。(これまでと変更なし。)

3 3～5歳児の副食費免除制度について

(1) 対象者(次のいずれかの条件に該当するもの)

- 年収360万円未満相当世帯(A・B・C1階層及びC2階層のうち市民税所得割額の世帯合計57,700円未満の一般世帯又は77,101円未満の一人親世帯)
- 同時入所の第3子以降
- 年収360万円以上640万円未満相当世帯(C2階層のうち市民税所得割額の世帯合計57,000円以上の一般世帯又は市民税所得割額の世帯合計77,101円以上の一人親世帯又はC3階層の世帯)で認定こども園に入所している3歳～5歳児が18歳未満の兄弟姉妹の中で第3子以降に該当する場合(宇治市独自制度)

(2) 免除方法

副食費の支払いが免除されます。対象者については個別に通知します。

4 無償化のための手続きについて

無償化のための手続きは必要ありません。